

役員の報酬ならびに旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人不二健育会(以下「法人」という。)の役員の報酬ならびに旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、理事長、理事及び監事とし役員は非常勤とする。

(報酬)

第3条 理事長の報酬は日額 200,000 円とする。理事の報酬は日額 120,000 円とする。監事の報酬は、理事と同額とする。但し、報酬は4時間未満の場合はそれぞれ半額支給する。
非常勤役員が研修に参加する場合は、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 非常勤役員が法人より指示のあった研修等に参加した場合、報告書及び法人指定の経費精算書を提出する事により、その研修費、交通費(実費)を支給する。尚、宿泊に関しては法人が必要と認めた場合は支給する。

1. 日当を支給する。額は 6,000 円とする。但し、6 時間未満は半額を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給は理事会等への出席など法人・施設運営の業務により、金融機関口座振込(月末)もしくは現金(実施当日)にて支給する。

(改正の手続き)

第6条 この規程を改正するときは、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、令和6年6月18日から施行する。